

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年3月31日

徳島市監査委員	稲井	博
同	藤原	晃
同	岡南	均
同	岸本	和代

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- | | |
|----------|---|
| 1 監査対象団体 | 有限責任事業組合 リフレ（公の施設の指定管理者） |
| 2 所管部課 | 保健福祉部 保健福祉政策課 |
| 3 対象期間等 | 令和2年4月1日から11月30日までに執行した公の施設の指定管理に係る出納その他の事務 |
| 4 指定管理 | |
| ア 施設名 | 徳島市生涯福祉センター（ふれあい健康館） |
| イ 指定期間 | 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで |
| ウ 指定管理料 | 令和2年度指定管理料 198,000,000円 |

第2 監査の実施期間

令和3年1月19日から3月26日まで

第3 監査の方法

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

第4 監査の結果

有限責任事業組合リフレの公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、自主事業の一部に市長の事前承認を得ていないものがあった。また、所管部課では、指定管理料の支出に係る年度協定書締結の決裁権者が適正でないものがあった。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な指摘事項については、口頭により所管部課に対し改善を求めた。